

令和５年度、令和６年度 成年後見推進事業の実施状況について

1 成年後見推進事業の概要について

(１) 久留米市成年後見センターの運営事業

- ① 成年後見制度の利用に関する助言等の総合相談対応
- ② 成年後見制度に関する手続き等の相談・助言等の支援
- ③ 制度の普及啓発（講演会、出前講座等）
- ④ 市民後見人養成講座修了者の適正な活動支援のための支援体制の構築
- ⑤ 受任調整業務
- ⑥ 後見人等支援
- ⑦ その他、成年後見センターの運営に関し必要な事業

(２) 市民後見人活動支援事業

福岡家庭裁判所後見センターから発出された通知に基づき、令和３年度、市民後見人候補者の登録等を定める「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要綱」を制定した。

令和５年度には要綱において定める市民後見人候補者名簿登録のための面接の具体的な審査基準を「久留米市市民後見人候補者名簿登録基準（面接審査）」として定めた。

令和６年度は、９月に市民後見人候補者名簿登録希望者１名に対し面接審査を実施し、登録可との判定結果であったため、１０月１日付で当該１名を久留米市市民後見人候補者名簿に登録した。また、１１月には久留米市社会福祉協議会法人後見運営委員会を開催し、市民後見人へのリレーを前提とした法人後見の辞任について審議いただき、承認いただいた。当該ケースについて、令和７年１月に久留米市社会福祉協議会が福岡家庭裁判所久留米支部に対し辞任・選任の申立てを行ったところである。

また、従来通りフォローアップ研修を実施した。

(３) 成年後見制度普及・啓発事業

市民、介護保険事業者等を対象とした成年後見制度に係る講演会を実施した。

令和６年度は、市の認知症普及啓発イベントと同時開催した。

(４) 久留米市成年後見制度受任調整会議の開催

成年後見制度利用者がメリットを実感できる後見人等が選任されるように、申立の妥当性やあり方、求められる業務、本人との相性等を検討する。

令和５年度は１０回開催し、１４件について検討を行った。

令和６年度は現在までに８回開催し、１２件について検討を行った。

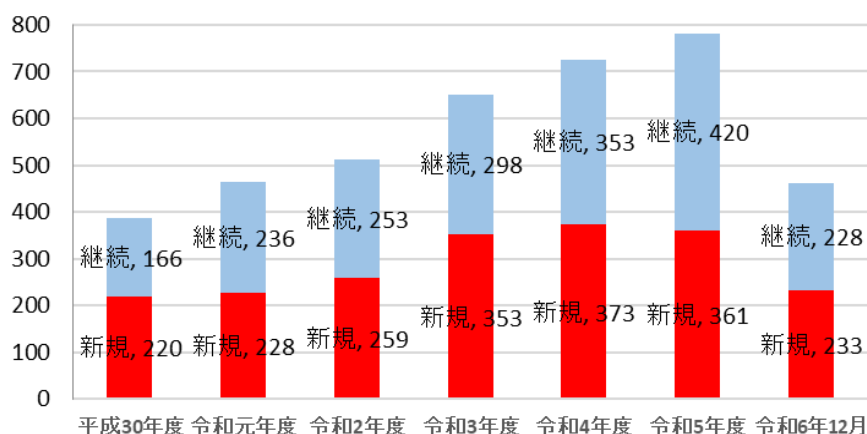
(５) 久留米市成年後見推進協議会の開催

成年後見制度利用促進に関する協議・検討を行う。

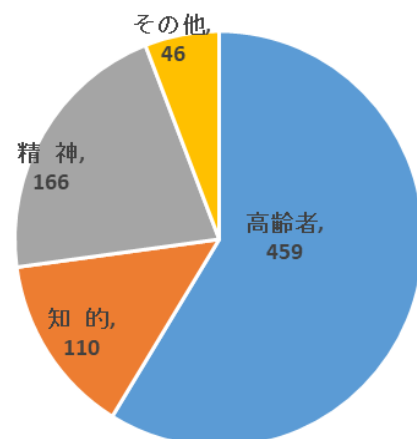
- ① 地域連携ネットワーク・中核機関のあり方に関すること
- ② その他、成年後見制度利用促進に関すること

【令和5年度久留米市成年後見センターの運営事業実績】

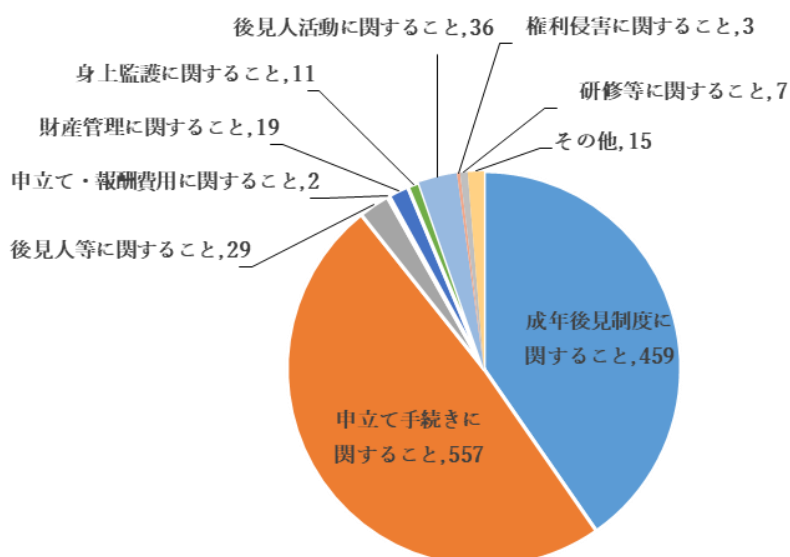
①年度別相談延べ件数推移



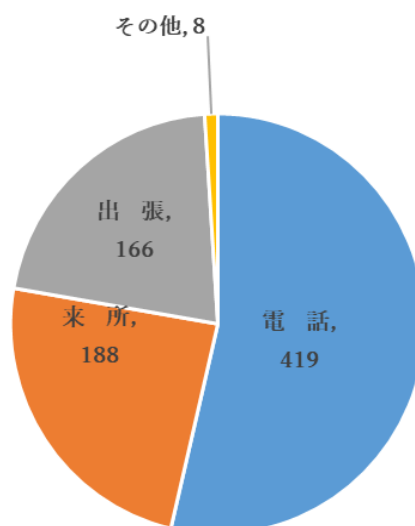
②R5年度対象者



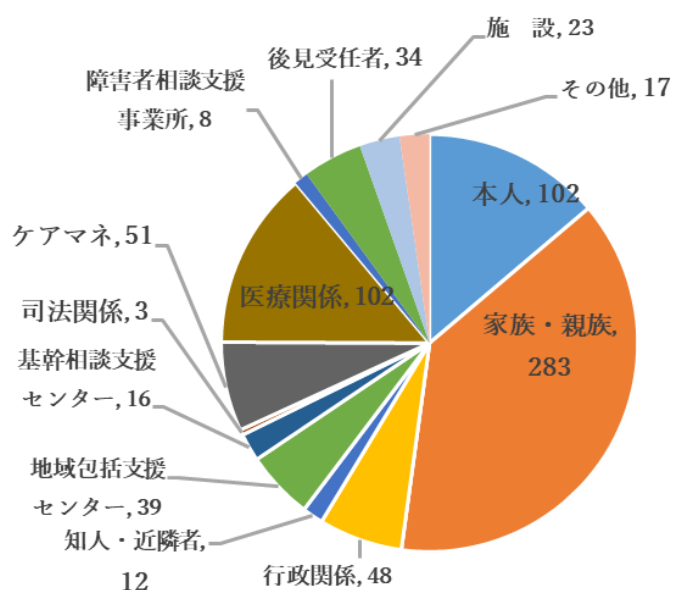
③R5年度相談内容



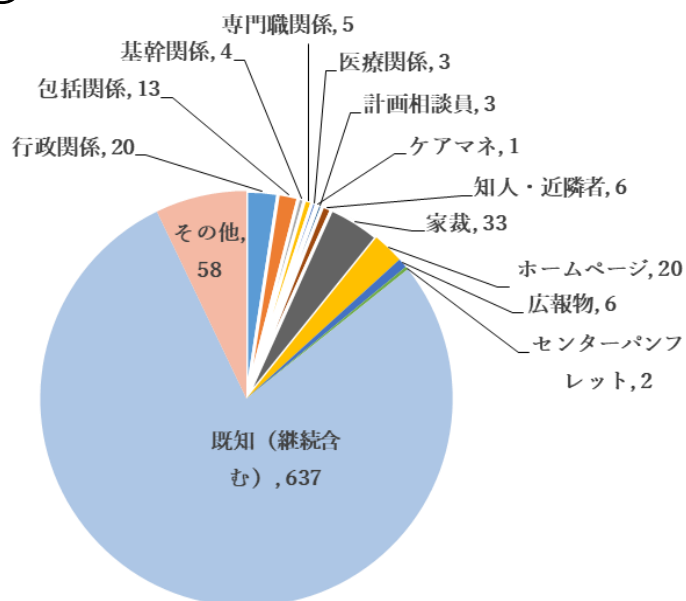
④R5年度相談形態



⑤R5年度相談者



⑥R5年度相談経緯



(2) 市民後見人活動支援事業（フォローアップ研修）

① 令和5年度フォローアップ研修実績

対象者 37人

ア 市民後見人養成講座修了生名簿に登録した者（A群）：35人

イ 市民後見人養成講座修了生名簿に登録解除となった者（B群）：2人

※市民後見人養成講座（平成24～26年度、平成30年度、令和3～4年度） 修了者数：109名

回	日時	内 容	受講者数 (提出者数)
講義①	10月14日(土)	・ 成年後見制度の周辺知識等（1）	10人
	10月18日(水)	講師：司法書士 藤島 多賢氏	10人
講義②	11月11日(土)	・ 成年後見制度の周辺知識等（2）	9人
	11月14日(火)	講師：弁護士 岡田 武志氏	11人
実務①	12月8日(金)	・ 成年被後見人等への支援（意思決定支援）	10人
	12月16日(土)	講師：社会福祉士 池田 将樹氏	13人
実務②	1月27日(土)	・ 成年被後見人等への支援（支援ツールの紹介・価値観の理解） 講師：市（長寿支援課・健康推進課）NPO法人 結の会	15人
延べ参加者数			78人

② 令和6年度フォローアップ研修実績

対象者 37人

ア 市民後見人養成講座修了生名簿に登録した者（A群）：29人

イ 市民後見人養成講座修了生名簿に登録解除となった者（B群）：8人

※市民後見人養成講座（平成24～26年度、平成30年度、令和3～5年度） 修了者数：111名

回	日時	内 容	受講者数 (提出者数)
講義①	9月26日(木)	・ 成年後見制度の周辺知識等（1）（意思決定支援） 講師：司法書士 藤島 多賢氏	18人
講義②	11月12日(火)	・ 成年被後見人への支援（法律問題に関する対応） 講師：弁護士 長本 祐佳氏 ・ 成年被後見人等への支援（認知症の基礎知識） ・ 講師：市（長寿支援課）	12人
実務①	12月14日(土)	・ 成年後見制度の周辺知識等（2）（意思決定支援） 講師：弁護士 岡田 武志氏	17人
実務②	1月18日(土)	・ 成年被後見人等への支援（事例検討：意思決定支援） 講師：社会福祉士 池田 将樹	22人 (予定)
延べ参加者数			69人

③ 市民後見人養成講座修了生名簿登録者状況

(単位：人)

項 目	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 30 年度		県養成		合計 (A 群)		参考 登録 解除者 (B 群)
	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	
27 年度	25	-4	15	-2	9	0	—	—	—	—	49	3	4
28 年度	20	-5	10	-5	10	-1	—	—	—	—	40	-9	10
29 年度	14	-6	10	0	5	-5	—	—	—	—	29	-11	21
30 年度	14	0	10	0	5	0	18	—	—	—	47	+18	17
令和元年度	11	-3	8	-2	7	+2	12	-6	—	—	38	-9	12
令和2年度	10	-1	6	-2	6	-1	12	-	—	—	34	-4	9
令和3年度	8	-2	7	+1	5	-1	10	-2	1	+1	31	-3	7
令和4年度	9	+1	7	0	6	+1	11	+1	3	+2	36	+5	2
令和5年度	7	-2	6	-1	4	-2	8	-3	4	+1	29	-7	8

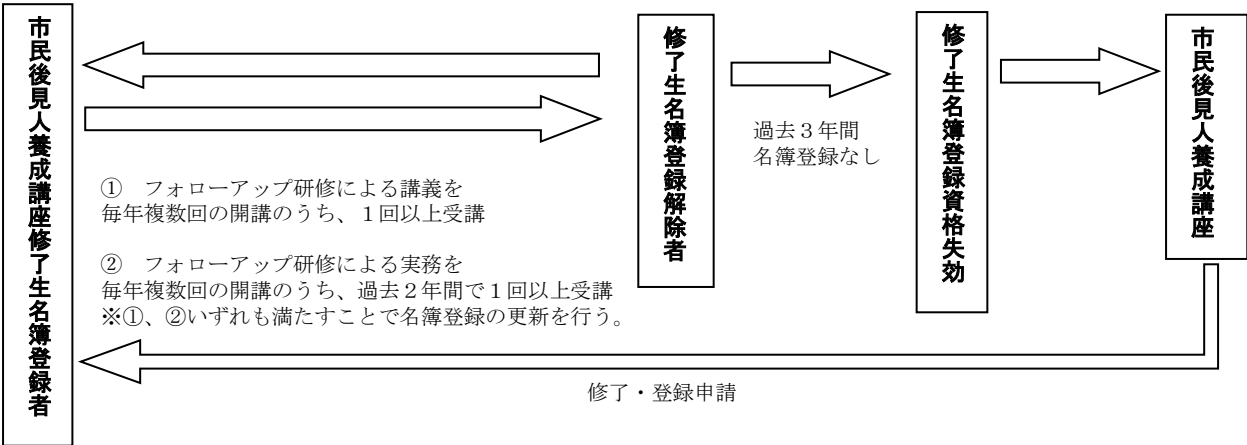
※各年度末の数値

【参 考】市民後見人候補者の活動状況について（令和7年1月時点）

	久留米市社会福祉協議会			
	日常生活自立支援事業生活支援員		法人後見支援員	
	登 録	実 働	登 録	実 働
1 期生（平成 2 5 年度登録）	5	4	2	1
2 期生（平成 2 6 年度登録）	6	6	4	3
3 期生（平成 2 7 年度登録）	0	0	0	0
4 期生（平成 3 0 年度登録）	5	3	0	0
県養成研修受講者	4	4	1	1
合 計	20 人	17 人	7 人	5 人

※日常生活自立支援事業生活支援員と法人後見支援員の両方の活動をしている方がいる。

【参 考】市民後見人養成講座修了生名簿登録フロー図



(3) 市民後見普及啓発事業（成年後見制度講演会）

① 周知方法

ア チラシ配布

市役所、各総合支所、各市民センター、各校区コミュニティセンター、各地域包括支援センター、地区社会福祉協議会会長会、校区民生委員・児童委員会会長会、介護福祉サービス事業者協議会会員等

イ 市広報紙『広報くるめ』及び市社協広報紙『くるめ福祉』掲載、地域福祉課各コーディネーターへ周知協力依頼（ふれあいの会班長会等）

ウ 市・社協ホームページで掲載、久留米市 LINE にて配信、ラジオ放送

② 令和5年度実績

回	日時／会場	テーマ / 講師名	対象者	参加者数	
1	令和5年11月17日（金） 13時30分～15時00分 久留米市総合福祉センター2階	「自分らしい明日のために ～成年後見制度と終活～」 講師：弁護士 岡田武志氏	市民 事業所等	24人	延べ 82人
2	令和5年12月6日（水） 18時00分～19時30分 久留米市総合福祉センター2階			24人	
3	令和6年1月28日（日） 10時00分～11時30分 久留米市総合福祉センター2階			34人	

③ 令和6年度実績

回	日時／会場	テーマ / 講師名	対象者	参加者数
1	令和6年9月28日（土） 13時00分～14時10分 久留米シティプラザ 久留米座	「落語で知ろう成年後見制度」 講師：落語家 林家 きよ彦 司法書士 山下 由貴	市民 事業所等	約200人

※参考 令和2年度実績 計2回開催 延べ48人

令和3年度実績 計3回開催 延べ54人

令和4年度実績 計3回開催 延べ92人

※令和2年度は3回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回中止とした。

※令和3年度は3回実施したが、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催当日に約20名キャンセルとなった。

(4) 成年後見制度受任調整会議開催実績

開催日	事例	対象者について	受任候補団体		成年後見人等候補者
令和5年4月18日(火)	該当事例なし				
令和5年5月16日(火)	事例1	・女性 ・入院中 ・自宅の管理・相続について課題がある	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和5年6月20日(火)	該当事例なし				
令和5年7月18日(火)	事例1	・女性 ・精神疾患があり精神科病院へ長期入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
	事例2	・女性 ・在宅 ・消費者被害・債務について課題がある。	第1候補	法人後見	法人後見 (一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和5年8月16日(水)	事例1	・女性 ・マンションにて独居 ・安否確認に課題	第1候補	法人後見	法人後見 (一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和5年9月19日(火)	事例1	・男性 ・くも膜下出血で入院中 ・収入確保、妻との婚姻関係に課題	第1候補	法人後見	法人後見 (一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和5年10月17日(火)	事例1	・男性 ・ホームレス生活をしていてがくも膜下出血により入院し現在は施設生活	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
	事例2	・男性 ・障害のある子と同居していたが在宅生活が困難となり施設入所	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和5年11月21日(火)	事例1	・女性 ・夫婦共に認知機能が低下し在宅生活が困難となったため施設入所	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和5年12月19日(火)	事例1	・女性 ・統合失調症により入退院を繰り返す	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和6年1月16日(火)	事例1	・女性 ・障害者施設に入所中 ・親族からの権利侵害に課題	第1候補	法人後見	法人後見 (社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和6年2月20日(火)	事例1	・女性 ・虐待にて乳児期より措置入所中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
	事例2	・女性 ・統合失調症でデイケアを利用しながら在宅生活	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
	事例3	・女性 ・精神疾患と認知症により入所中	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和6年3月19日(火)	事例1	・男性 ・くも膜下出血により寝たきりとなり長期入院中 ・金銭管理に課題	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	

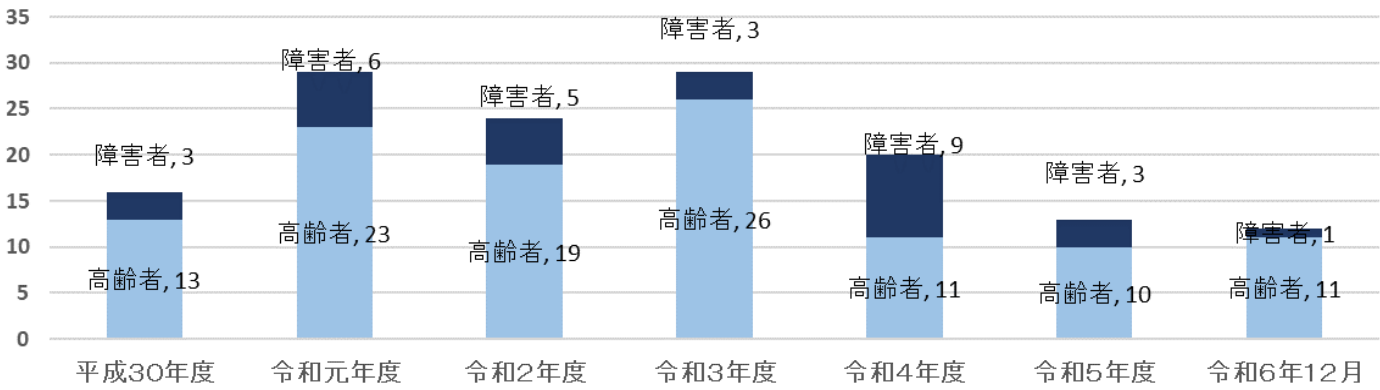
令和6年4月16日(火)	事例1	・女性 ・長女からの虐待により施設入所 ・相続手続きに課題	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和6年5月21日(火)	事例1	・男性 ・金銭管理に課題 ・債務整理が必要	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
	事例2	・男性 ・以前まで前妻が金銭管理を行っていたが現在は施設管理	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和6年6月18日(火)	事例1	・女性 ・金銭管理に課題 ・債務整理が必要	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和5年7月16日(火)	該当事例なし				
令和6年8月20日(火)	事例1	・男性 ・外国籍 ・債務整理が必要	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和6年9月17日(火)	事例1	・女性 ・亡夫が遺した家に独居 ・今後施設入所も検討	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
	事例2	・男性 ・近隣住民への迷惑行為で逮捕され精神科病院に入院中	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
令和6年10月15日(火)	事例1	・男性 ・統合失調症でデイケアを利用しながら在宅生活	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
	事例2	・男性 ・入院中。妻は施設入所 ・退院後は施設入所を検討	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県社会福祉士	
	事例3	・女性 ・統合失調症と認知症で入院中	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	法人後見	
令和6年11月19日(火)	事例1	・女性 ・知的障害で市外のGH入所中	第1候補	法人後見	法人後見 (一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和6年12月17日(火)	事例1	・女性 ・認知症により入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	
			第2候補	福岡県司法書士会	

(5) 成年後見推進協議会開催実績

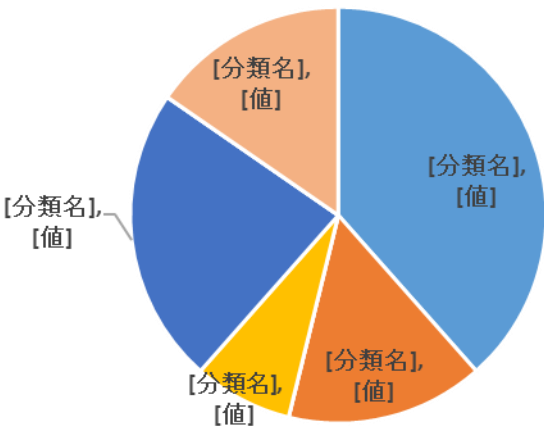
回	日 時	内 容
第 1 回	6 月 1 4 日 (水)	・ 令和 5 年度 成年後見推進事業の概要について ・ 市民後見人の選任にかかる面接審査基準について
第 2 回	1 2 月 2 6 日 (火)	・ 令和 4 年度 成年後見推進事業の実施状況について ・ 市民後見人の選任にかかる面接審査基準について

2 久留米市成年後見制度利用支援事業実績

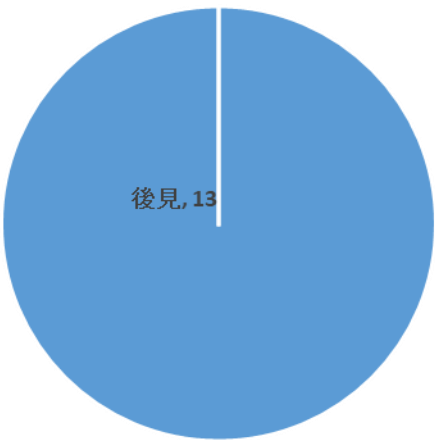
①年度別市長申立件数推移



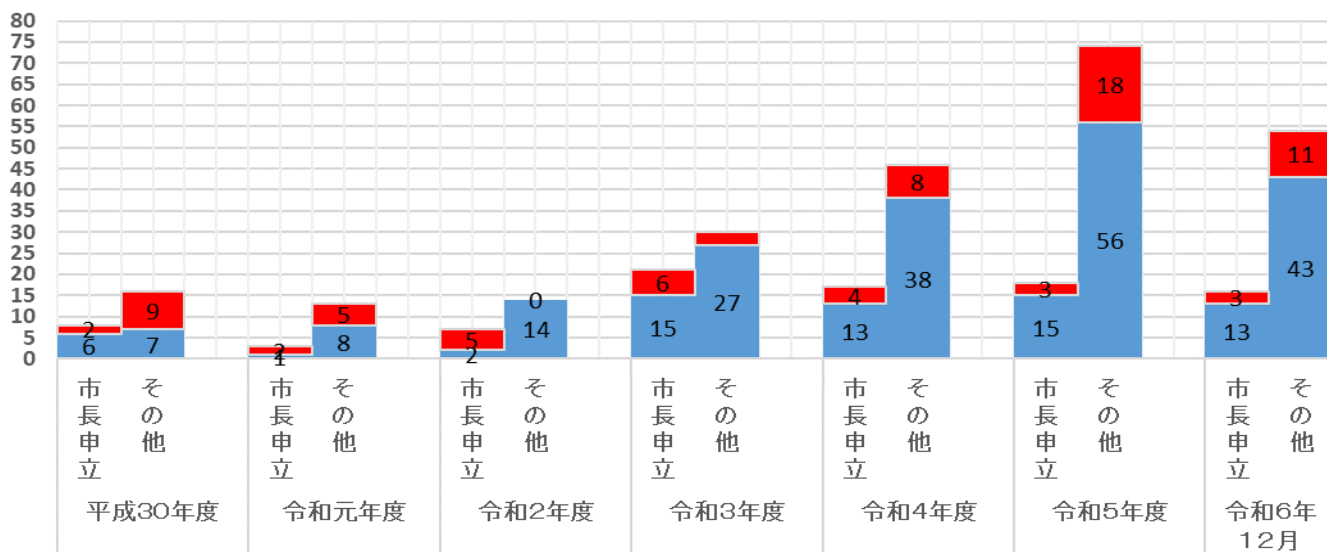
②R5年度市長申立相談元
(13件のうち)



③R5年度市長申立類型割合



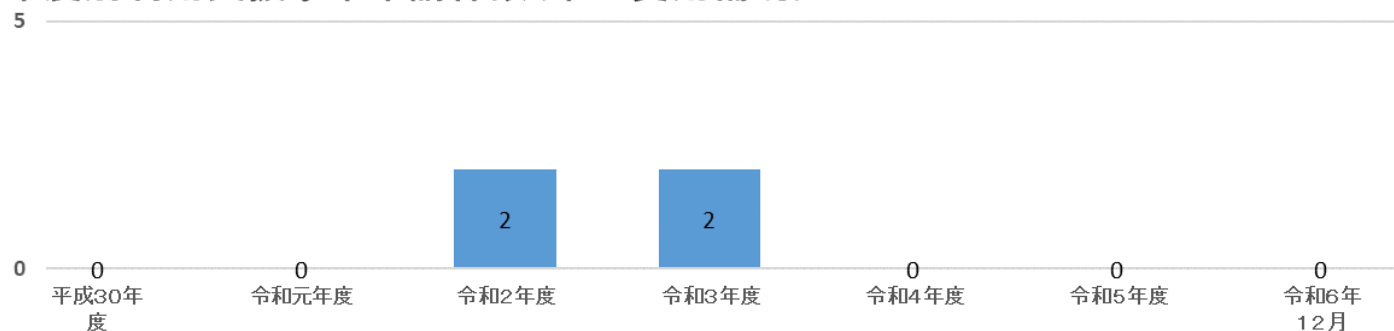
④年度別利用支援事業申請件数(報酬補助)



※その他は、本人申立・親族申立・他市町村長申立等

※グラフ下段：交付件数、グラフ上段：不交付件数

⑤年度別利用支援事業申請件数(申立費用補助)



市民後見人養成の課題と今後の活躍支援について

1 市民後見人の養成について

全国的に成年後見人等の受任者は親族が減少傾向、専門職が増加傾向であり、成年後見人等として親族以外の第三者が選任されている状況である。

これらの状況を踏まえ、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画では、担い手の育成として「今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する」とされている。

さらに、第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」とされている。

2 久留米市における市民後見人の養成について

本市では平成24年度に市民後見人養成事業を開始した。

【養成講座】

平成24～26年度、平成30年度に開催

令和3年度からは福岡県社会福祉協議会において市民後見人養成講座を開催

養成講座を修了した者は、「久留米市市民後見人養成講座修了生名簿」に登録

・養成者数：112人（うち県養成6人） ・養成講座修了生名簿登録者数：30人

【フォローアップ研修】

市民後見人としての登録・活動のため知識の維持向上を図る目的で、平成25年度から毎年実施。

また、当該研修の受講は養成講座修了生名簿登録更新の要件となっている。

【実務経験】

社協が実施する日常生活自立支援事業（日自）の生活支援員、法人後見事業の支援員として活動し実践を積む。

・日自支援員登録者数 20人 ・法人後見支援員：7人（日自と重複）

【候補者名簿への登録】

実務経験を積み、市が定める登録要件を満たす者について、面接審査を実施のうえ、市民後見人候補者名簿へ登録

・市民後見人候補者名簿登録者数：1名

【市民後見人選任・活動】

社協の法人後見からのリレーのケース及び市長申立ケースの中で、市民後見人が適していると判断したものを、市民後見人候補者名簿登録者を後見人として家裁に申立て。

家裁が市民後見人を選任し、後見監督人として社協が選任され活動開始。

活動にあたっては後見監督人の監督、社協（成年後見センター）から活動支援。

・市民後見人を候補者とした申立て（社協の法人後見からのリレー）：1件（審判前）

※数値はいずれも令和7年1月時点

3 養成における課題

本市はこれまで、後見人の担い手として活躍できる人材の養成を目的に養成事業を実施してきたが、養成した人数に対し、養成講座修了生名簿登録者や社協の支援員の登録は非常に少ない状況にある。

また、令和6年度、養成講座修了者を対象に実施した活動希望アンケートでは、市民後見人（個人受任）として活動したいと回答した方は23人中9人に留まる結果であり、時間的な制約や仕事との両立、年齢的に個人受任は難しい・自信がないといった回答も多く、社会貢献に対する意欲はあるものの市民後見人としての受任につながりづらい傾向にある。

今後の養成については、国の計画にあるように後見人の担い手に限らず広く権利擁護の担い手として養成していくことが必要と考える。

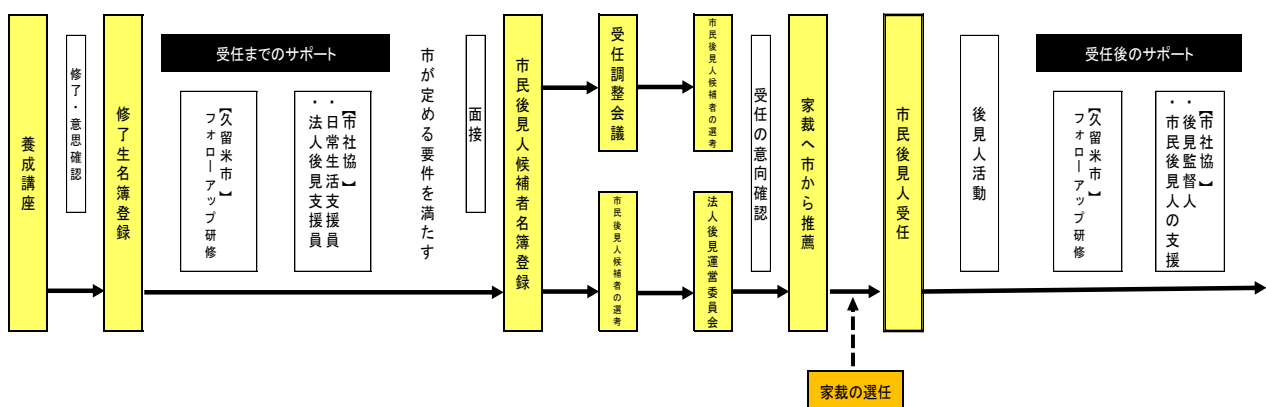
4 今後の方針について

令和6年度中に、他市（中核市を想定）における市民後見人の養成状況や市民後見人選任以外の活動状況について調査票による調査を行うこととしている。また、県内で先進的な取り組みを行う自治体（古賀市及び大川市を想定）に先進地調査を実施し、調査内容を取りまとめることとしている（社協へ委託）。

これらの調査結果を踏まえ、本市における市民後見人候補者の活躍の場の拡大に向けた更なる検討を令和7年度に実施する。

具体的には、厚生労働省が示す「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の本市での導入可能性を含めた検討を行うこととし、先進地調査及び本市における市民後見人候補者の活躍の場の創設に向けた検討を行うこととする。

【市民後見人養成フロー図】

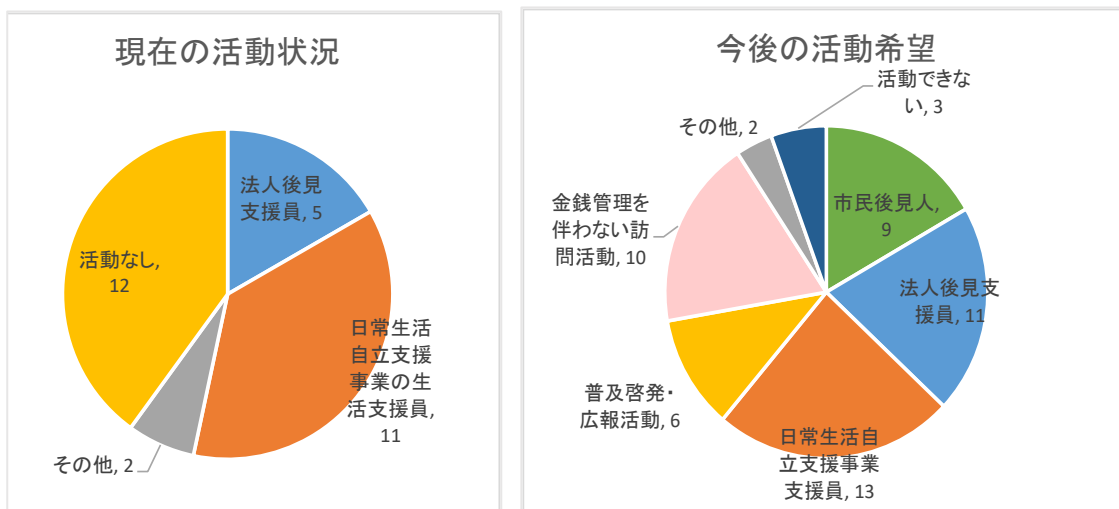


久留米市市民後見人養成講座修了者の今後の活動に関するアンケート結果（速報値）

1 アンケートの概要

- ・対象者数：30 名
養成講座修了生名簿登録者 29 名
養成講座修了生名簿登録解除者のうちR 6 フォローアップ研修受講者 1 名
- ・実施期間：令和 6 年 11 月 11 日～令和 6 年 12 月 13 日
- ・実施方法：郵送による（回答はF A X，持参も可とした）
- ・内 容：別紙のとおり
- ・回答者数：23 名（回答率 76.7%）

2 アンケート結果



※いずれの項目も重複回答あり。回答者数の回答数の合計は一致しない。

【今後の活動希望の理由】

市民後見人	社会貢献がしたいから。 やりがいがある活動だから。 研修で学んできたことを活かしたいから。
法人後見支援員/ 日常生活自立支援事業支援員	現在も活動しており、慣れているから。 高齢で責任も大きい中、無理せず活動できるから。 個人受任には不安があるから（高齢、仕事との両立など）。
普及啓発・広報活動	地域の集まりなどで制度の説明、高齢者や障害者の見守りや意思決定を支援する活動が必要と思うから。 自宅周辺で必要な際に対応できると思うから。
金銭管理を伴わない訪問活動	不正などのニュースを聞き、金銭・財産管理には関わりたくないから。 金銭管理がなく、訪問活動の手助けができればと思うから。
その他	人生あんしん事業の見守りなどをやってみたい。
活動できない	兼業が禁止されており社協での活動ができない。 家族の介護が必要だから。

久留米市市民後見人養成講座修了者の今後の活動に関するアンケート

氏名 _____

記入日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

1 あなたは現在、法人後見の支援員等として活動されていますか。

ア 久留米市社会福祉協議会の法人後見で活動中

イ 久留米市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で活動中

ウ その他（活動内容： _____）

エ 活動なし

2 上記で「エ 活動なし」と回答された場合、その理由

（ _____ ）

3 あなたは、今後、市民後見人等としてどのような活動を希望されますか。

（複数選択可）

ア 市民後見人（個人受任）

イ 法人後見の支援員

ウ 日常生活自立支援事業の支援員

エ 成年後見制度の普及啓発・広報に関する活動（地域の集まりなどで制度の説明など）

オ 金銭管理を伴わない訪問活動（高齢者や障害者の見守りや意思決定を支援する活動）

カ その他（内容： _____）

キ 活動できない

4 今後の活動希望について、上記と回答された理由

（ _____ ）

5 市民後見人（個人受任）として活動する上で不安はありますか。

ア ある

イ ない

ウ 分からない

6 上記で「ア ある」と回答された場合、不安に思われている内容をお聞かせください。

（ _____ ）

令和6年12月13日（金）までに下記へ郵送、FAX またはご持参ください。

郵送の場合：同封の返信用封筒をご利用ください。

FAX の場合：FAX 0942-36-6845 久留米市長寿支援課（栗木）あて

しくみづくりを進めることが期待される。

- ・ このようなしくみづくりには、市町村・中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が必要であり、都道府県は、自らが主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。
- ・ 国は、成年後見制度の利用者が都道府県圏域を越えて転居、入院・入所する場合もあることから、近隣都道府県が交流できる場を設定するなど都道府県間の連携・協力体制の構築を推進する。

② 市民後見人の育成・活躍支援⁴⁹

ア 基本的考え方

- ・ 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等⁵⁰が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職⁵¹や親族⁵²等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- ・ 市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。
- ・ これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者

49 第二期計画において市民後見人の「活躍支援」とは、地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。

50 地方公共団体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む（成年後見関係事件の概況－令和2年1月～12月－（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」注6を参照した。）。

51 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士等のこと（成年後見関係事件の概況－令和2年1月～12月－（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」の記載を参照した。）。

52 6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のこと（民法725条参照）。

団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- ・ 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。
- ・ 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。
- ・ 市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝えつつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和4・5年度）

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

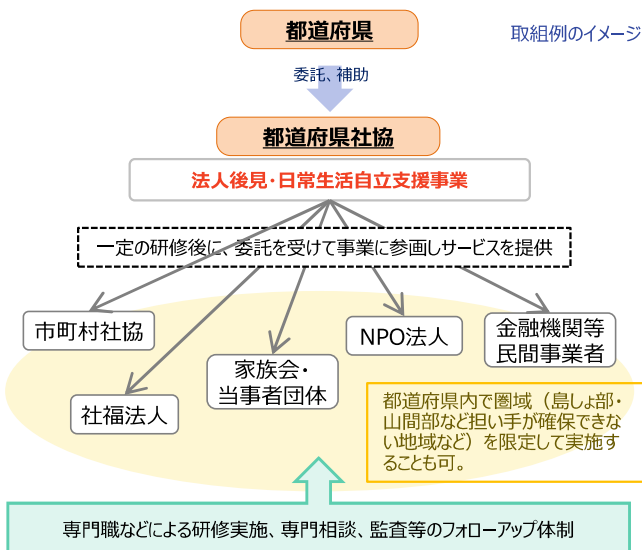
● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円

＜補助率＞ 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



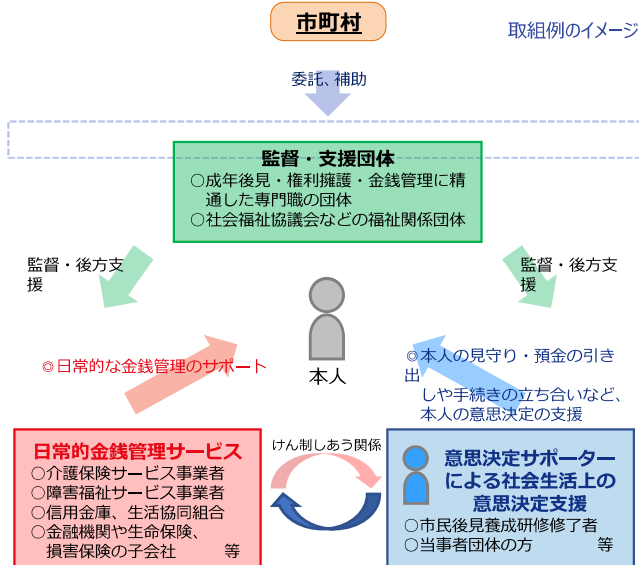
【R4実施自治体】 静岡県、取手市

【R5実施自治体】 静岡県、京都府、宮崎県

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理等適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R4実施自治体】

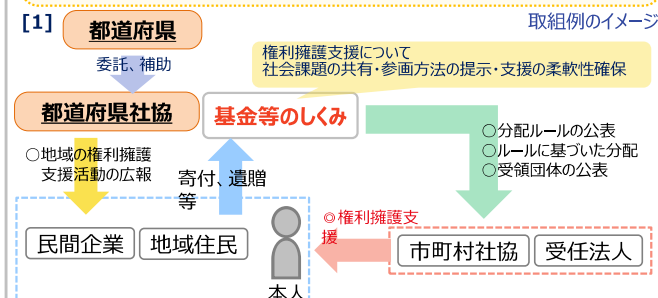
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

【R5実施自治体】

長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市

③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

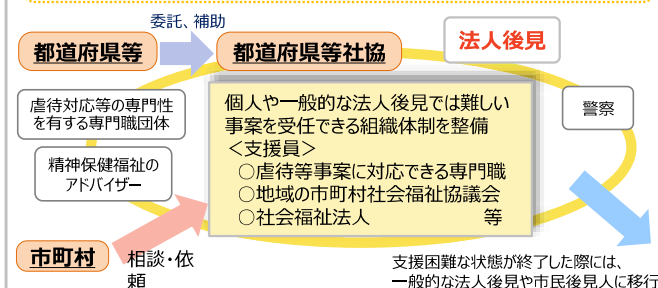
民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R4実施自治体】 長野県

【R5実施自治体】 -

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R4実施自治体】 -

【R5実施自治体】 -

今回（第一回連絡会）で取り上げるテーマ

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

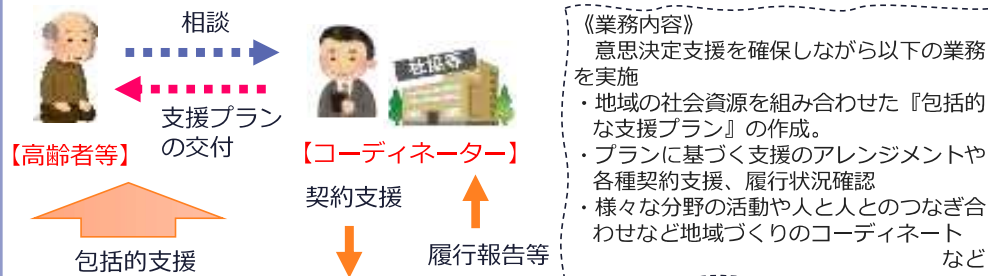
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

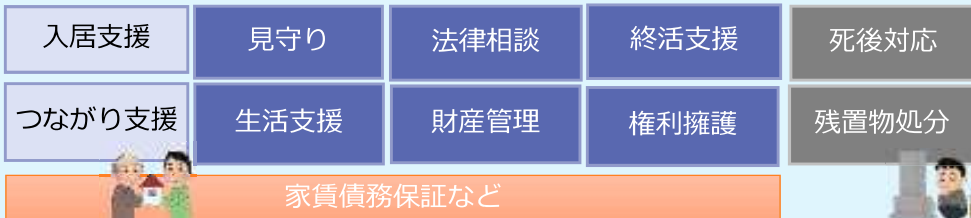
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

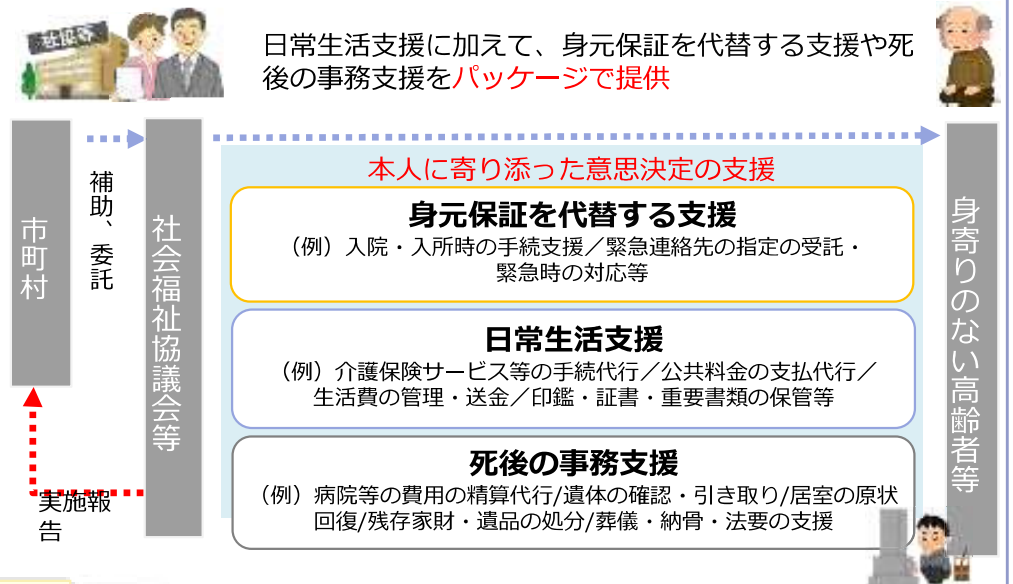


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



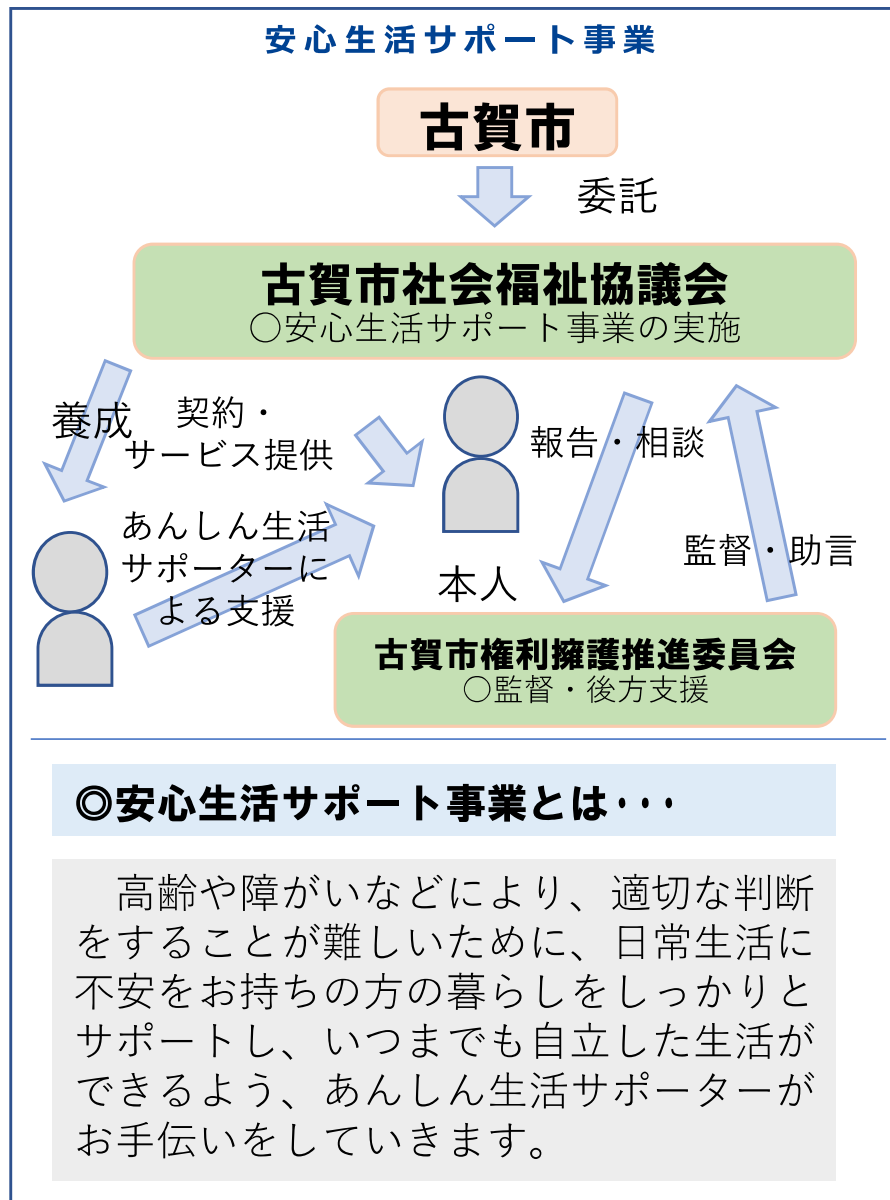
2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

本市では、社会福祉協議会が平成18年に日常生活自立支援事業の市独自事業として「安心生活サポート事業」を開始しました。この事業では利用者との契約に基づき「相談援助」「金銭管理」「財産保全」の3つのサービスを提供しています。モデル事業では、このうち「相談援助サービス」を強化することで、契約者の意思決定支援を進めていくこととしています。



自治体 実施中

- ・ 安心生活サポート事業の社協へ事業委託

管理・支援団体 実施中

古賀市権利擁護推進委員会

あんしん生活サポーター 実施中

市民後見人（含OB）、市民後見人養成講座修了者、健康づくり関連サポーター養成講座修了者、日常生活自立支援事業の生活支援員（含OB）を想定。今後は介護サービス相談員、介護・障がい福祉サービス職経験者、民生委員の参加も検討。

- ・ 安心生活サポート事業（独自事業）の一環として実施。
- ・ 市民サポーター（市民生活支援員）として対象者への定期訪問（自宅・施設等）

日常的な金銭管理サービス 実施中

古賀市社会福祉協議会

- ・ 安心生活サポート事業（独自事業）の一環として実施。
- ・ 基本的には日常生活自立支援事業と同様のサービス提供を行う。

その他、監督・助言・連携先 検討中

古賀市権利擁護推進委員会

- ・ 安心生活サポート事業（あんしん生活サポーター活動）の監督・助言・後方支援

本人 検討中

- ・ これまでの日常生活自立支援事業や安心生活サポート事業では、契約者の多くが金銭管理と財産保全（通帳等の預かり）を中心としたサービスの提供を受けていたが、相談援助サービスの中の意思決定支援を強化することで、通帳等の預かりなしで本人が必要な時に意思決定することをあんしん生活サポーターと一緒にやる。

5. 福岡県古賀市 ～ これまでの取り組み、課題と対応、今後について ～

意思決定サポーターが活動しやすくなるための仕組み・取り組み

- ・ 意思決定サポーター講座を実施…市民にとっては難しい内容であった（受講者アンケートより）
- ・ あんしん生活サポーター養成講座と講座名を変更し、「知的障がい」「高齢」「精神障がい」の3種別の意思決定支援をどのように行うかという内容で、個人ワークやグループ討議を含めて今年度実施予定（9/30）
- ・ 現在実施している安心生活サポート事業の中での市民サポーター（以下「市民生活支援員」という。）のフォローについては、支援に入る前と支援後に職員と1対1で振り返り等を行っている。市民生活支援員の身分は社会福祉協議会の非常勤臨時職員。支援員証を支援時には携帯し、金融機関等で必要に応じて提示している。市民生活支援員は毎回の支援時に活動記録を記入（ソフトに入力）。2か月に1度市民生活支援員ミーティング、年2回フォローアップ研修を実施している。

意思決定サポーターの活動を通じて、みられた（期待する）効果

- ・ 本市は日常生活自立支援事業も含め、個別支援について市民生活支援員への依存度が高い。権利擁護事業に市民が参画することで支え合いの地域づくりを目指し、市民目線でのきめ細かな支援が可能となっている。

本人が意思を表明しやすくするための工夫や、本人の意思を尊重するための工夫（意思決定サポーター以外）

- ・ 現在検討中。
- ・ 支援イメージとしては、預かりなしの相談援助サービスで月1回程度訪問し、本人の意向に基づいて意思決定支援（福祉サービス等選択、生活設計への助言、死後事務の検討等）を行う、ということを想定している。

今後の検討課題と対応方針

- ・ 安心生活サポート事業のサービス内容充実
 - 市と社会福祉協議会の協議…対象者の設定、利用料など
 - 市民生活支援員の確保…あんしん生活サポーター養成講座修了者への声かけ
 - 持続可能な権利擁護事業運営…財源の確保など

モデル事業検討・実施の効果

- ・ 権利擁護事業全般の見直し、再構築の検討を行う機会となっている。

今後の取り組みについて

- ・ 令和6年度…あんしん生活サポーター養成講座実施、相談援助サービス（意思決定支援）を中心とした利用者との契約
- ・ 重層的支援体制整備事業（CSW）との連携…認知症高齢者や障がい者だけでなく、疾病を抱えた方、日常生活は自立してるが、不安を抱え身近に相談できる人がいない方、セルフネグレクト等対象とする人の幅を広げていく必要がある。

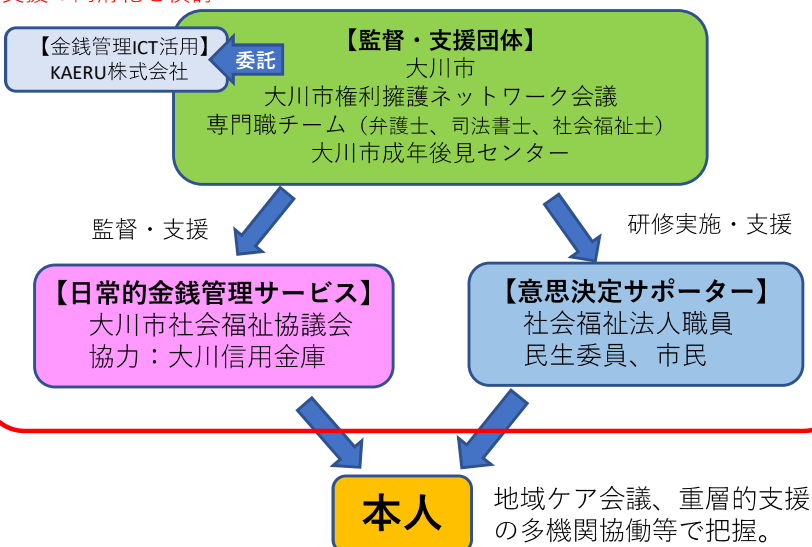
8. 福岡県大川市

「大川市おひとりさま支援事業」

- ・ 既存事業を見直し、重複する組織や事務を統合（重層的支援体制整備事業への移行準備事業を活用）。
- ・ 地域ケア会議の機能を活用し課題を明確化、関係機関と認識共有の上、課題解決のための事業内容も一緒に検討。
- ・ 市のボランティアポイントデジタル化事業で連携するKAERU（株）の持つKAERUカードの仕組みを活用。

大川市おひとりさま支援事業

【協議の場】大川市権利擁護ネットワーク会議・モデル事業検討部会
医療機関や社会福祉法人も参加し、身寄りのない人等の入院や入所、金銭管理支援の円滑化を検討



お買い物や金銭管理などに不安を抱えている方が安心して使えるキャッシュレスサービスです。マスターカード加盟店でチャージしたカード残高の範囲で利用できるプリペイドカードです。



- ・ **予算管理**：設定した金額をプリペイドカードに自動チャージ
- ・ **パートナー設定**：利用状況や残高は支援者専用ポータルサイトからいつでも確認、遠隔でのチャージ、設定変更なども可能
- ・ 1日に利用できる金額を利用者ごとに柔軟に設定可能
- ・ 利用者情報、決済履歴、操作履歴などの情報にアクセス
- ・ チャージや一時停止などブラウザからすぐにサポート

管理・支援団体

実施中

大川市

- ・ 事業実施、利用者証発行、相談・苦情の対応
- ・ 民間企業（KAERU（株））への委託

権利擁護ネットワーク会議、専門職チーム（弁護士・司法書士・社会福祉士）

- ・ 困難ケースに対する助言、定期的な状況確認

大川市成年後見センター

- ・ 意思決定サポーターの登録・管理・マッチング・本人へのモニタリング

意思決定サポーター

実施中

大川市の意思決定サポーター養成研修修了者で市に登録した者（登録者数4名）

- ・ 定期的な訪問（月2回、1回1時間まで）
 - ・ 行政手続きへの同行などを含む本人の意思決定支援
 - ・ KAERUカードやPayPayアプリ等の使い方相談支援
- ※直接的な金銭管理や代理行為はしない

日常的金銭管理サービス

実施中

大川市社会福祉協議会

- ・ 利用相談受付、アセスメント
- ・ 預金通帳、印鑑、エンディングノート等の預かり
- ・ チャージ設定

大川市と協定を締結した金融機関（地元信用金庫）

- ・ 入院や入所時の費用支払い

本人

実施中

費用負担【一般】1,846円/月【生保】1,346円/月

参考：成年後見制度の場合（報酬助成の上限額）

【在宅】28,000円/月【施設等】18,000円/月

モデル事業の実施の効果・期待する効果

- ・ 市、市社協、後見センターだけでなく、三士会、金融機関、医療機関、福祉施設等と現状の認識及び連携した取り組みの必要性に関する規範的統合ができた。
- ・ 2名の方へ支援開始し、意思決定支援と生活費の管理、入院費支払いができた。
- ・ 7月下旬から3人目の方が利用開始され、日常生活自立支援事業、成年後見制度以外の選択肢として、支援者の認知度が上がってきた。
- ・ 事業の利用により、利用者のやってみたいことが広がった。

実施に向けた課題

身寄りのない人の入院入所

- ・ ①入所者の病院受診時の付添などの事実行為を誰が担うのか
→国の制度的対応が必要
- ・ ②マニュアルの普及
→多職種連携研修でマニュアルを使用した事例検討など実施
- ・ ③市民の終末期に関する事前自己決定
→終活セミナーや医療機関でのACP推進

簡易な金銭管理サービスと意思決定支援

- ・ ①費用負担 →継続実施のためには財源措置が必要
- ・ ②意思決定サポーターの人材確保 →市民への周知啓発、定期的な研修
- ・ ③金融機関の参入拡大 →現状では他の金融機関の参画がないため、地元信用金庫に口座を開設しなければこの仕組みが使えない。他金融機関の参画が事業利用者の拡大のカギ。本市のモデル事業における地元信用金庫の対応は、本人の財産を第三者に横領されるリスクはなく、本人の意思に基づき本人が必要としている医療費等の支払いに充てるものであるため、金融庁等から各金融機関への働きかけをお願いしたい

今後の取り組みについて

- ・ 利用者への支援の実施、モニタリング、専門職チームによるチェック、協力金融機関との意見交換を通じて支援のあり方などのブラッシュアップ
- ・ 利用者、日常的金銭管理事業者の意見を踏まえ、KAERUシステムの機能改善等
- ・ 意思決定サポーター養成（9/20～9/21開催予定）
- ・ 在宅医療介護連携推進事業と連携した多職種連携研修の開催による身寄りのない人の入院入所マニュアルの普及、終活セミナー等を通じた市民への啓発